

## 帰化又は国籍取得の手続を希望されるお客様へ

「帰化」（国籍法第4条から第9条まで）又は「届出による国籍取得」（国籍法第3条第1項、第17条第1項）の手続を希望されるお客様へお知らせします。

国籍事務（帰化、国籍取得等）の取扱庁は、静岡地方法務局戸籍課、同沼津支局及び同浜松支局の3庁になります。

(管轄区域)

○静岡地方法務局戸籍課  
(静岡市)



○静岡地方法務局戸籍課  
TEL 054-254-3555

○静岡地方法務局沼津支局  
(沼津市, 三島市, 御殿場市,  
裾野市, 熱海市, 伊東市,  
伊豆市, 伊豆の国市, 小山町,  
清水町, 長泉町, 函南町)



○静岡地方法務局沼津支局  
TEL 055-923-1201

○静岡地方法務局浜松支局  
(浜松市, 湖西市, 磐田市)



○静岡地方法務局浜松支局  
TEL 053-454-1396

○静岡地方法務局富士支局  
(富士市, 富士宮市)

○静岡地方法務局下田支局  
(下田市, 東伊豆町, 河津町,  
南伊豆町, 松崎町, 西伊豆町)

○静岡地方法務局掛川支局  
(掛川市, 菊川市, 御前崎市)

○静岡地方法務局藤枝支局  
(藤枝市, 焼津市, 島田市,  
牧之原市, 吉田町, 川根本町)

○静岡地方法務局袋井支局  
(袋井市, 森町)

帰化申請者等の住所地の最寄りの静岡地方法務局戸籍課、同沼津支局及び同浜松支局の3か所のいずれかにおいて、手続をすることになりますので、最寄りの国籍事務取扱庁へお問い合わせ願います。

## ☆手続・相談について

「帰化」又は「届出による国籍取得」については、手続をしようとする方の住所地を管轄する法務局（戸籍課又は国籍事務取扱支局）が取り扱っています。

その手続において、お客様に法務局へ出向いていただきお話を伺ったり、法務局の説明を聞いていただいたりする必要がありますが、これらの相談・面接については、プライバシー性の高い内容のため個室で行うこと、手続を希望される方が年々増加していること、お一人あたりに要する時間が比較的長時間であること等の理由により、原則として予約制で実施しています。

そのため、「帰化」又は「届出による国籍取得」の手続を希望される方は、あらかじめ、ご自分の住所地を管轄する法務局（詳細は上記のとおりです。）へ電話予約をした上で、来庁していただきますようお願いいたします。

※住所地により取り扱う法務局が異なりますので、ご注意ください。